

第 26 号様式（第 63 条関係）

令和 5 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋運動公園外17施設
所在地	鹿屋市向江町29番1号外
指定管理者	名称： <u>特定非営利活動法人 かのや健康・スポーツクラブ</u> 代表者： <u>理事長 堀内 航司</u> 住所： <u>鹿屋市向江町29番1号</u> 連絡先： <u>0994-41-9988</u>
モニタリングの実施経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月例報告（月例及び年度報告書）</li> <li>●現地調査</li> <li>●ヒアリング調査</li> </ul>
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 市民スポーツ課 電話0994-31-1139 内線3591

【モニタリングの総合評価】

全体的に、良好な管理、運営を行っており、条例に則し、適正で公平な利用受付及び許可に努めている。

かごしま国体・かごしま大会開催の影響もあり、全体的に利用者数・利用料金ともに増加している。

施設の安全対策については、消防訓練やAED講習の受講、緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網の作成、職員への指導等を通して、利用者が安心して施設を活用できるよう努めている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・屋内、屋外施設の適正な維持管理の実施
- ・施設内の事件・事故の防止

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・老朽化した施設の改修等を検討する。
- ・照明のLED化等によるゼロカーボンシティかのやの実現に向けた取組みの推進。
- ・スポーツ競技人口拡充に向けた取組。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

- 全体的に利用者数及び利用料金は、前年度を上回っている。
- 利用者が多い体育館やテニスコートは利用許可ルールを定めて運用し、公平で適切な利用許可に努めている。また、細かく利用調整を行い、多くの方が利用できるように努めている。

施設	令和5年度		令和4年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
鹿屋中央公園	138,752	10,448,660	127,127	9,612,865
鹿屋運動公園	61,846	423,575	50,607	376,290
西原健康運動公園	7,394	724,835	8,320	789,140
市民いこいの森運動広場	7,471	14,620	7,616	14,080
合計	215,463	11,611,690	193,670	10,792,375

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

- 屋外施設については、グラウンドキーパーを設定し、グラウンド・芝の適正な管理体制に努めている。
- プール利用時期には、使用前後の点検や清掃、水質検査を行い、安全なプール運営に努めている。また、飲料水の販売を行い、熱中症・脱水症状等の対策を行い、利用者が安全に利用できるように努めている。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

- 朝礼は各エリアで毎朝実施しており、全体での職員ミーティングは月1回、パート職員は3ヶ月に1回実施し、情報共有を図っている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

- 年間の事業計画、収支予算を作成し、計画的に事業を行っている。
- 個人情報については施錠できる場所での管理を行い、廃棄する文書はシュレッダー処理をし、個人情報の漏洩がないよう適切に管理している。
- 会計については会計主任、業務主任が二重で確認をしている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

- 防災設備については年2回、外部委託での点検し、防災訓練を年2回実施している。
- プール利用開始前に監視スタッフは救命救急講習を受講し、利用者が安全に利用できるよう努めている。

⑤社会性（環境等への配慮）

- スタッフ、利用者への節電の呼びかけや、漏水の早期発見・修繕等の節水、ゴミの分別を実施することによる環境への配慮を行っている。

<b>(3)事業収支</b>
①経済性
○月例報告及び年度報告書から、管理経費は効率的、効果的に使用していると評価できる。また、経理については会計士が確認しており適正である。 ○修繕や委託時には低価格かつ信頼できる業者に依頼するとともに、消耗品についても低価格の物を購入し、経費の節約に努めている。
<b>(4)団体の経営状態</b>
①経営の健全性
○財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題ないと判断する。

## 施 設 概 要 調 書

### 1 施設の概要

施設名	鹿屋運動公園外17施設		所管課：市民スポーツ課 都市政策課
所在地	鹿屋市向江町29番1号外		設置年月日：昭和45年10月10日
設置目的	市民一般の体育及びスポーツその他健康で文化的な各種行事並びに集会の用に供するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市体育館条例、鹿屋市武道館条例、鹿屋市都市公園条例、鹿屋市健康ふれあい運動広場条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	146,720.078㎡
		延床面積	100,274.000㎡
	事業概要	《有料》条例に基づき使用料を徴収 (1) 利用許可、不許可、取消等に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付等に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 施設の利用促進に関する業務	

### 2 経営分析評価指標

①事業収支	229,853円	④外部委託費比率	7.9%
②利用料金比率	16.9%	⑤利用者あたり管理運営コスト	318.7円/一人
③人件費比率	53.9%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	263.0円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

### 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場 359日  ※中央公園水泳プールについては、7月19日～8月31日の期間開放  ※その他の施設は閉場日の規定なし。	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場 359日  ※中央公園水泳プールについては、8月1日～8月31日の期間開放  ※その他の施設は閉場日の規定なし。

開館時間	<p>体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。</p> <p>相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。</p> <p>水泳プールについては午前9時～午後5時まで。</p> <p>その他の施設については利用時間の規程なし。</p>	<p>体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。</p> <p>相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。</p> <p>水泳プールについては午前9時～午後5時まで。</p> <p>その他の施設については利用時間の規程なし。</p>
事業開催		

#### 4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	体育館	3,481
	武道館	1,793
	第二武道館	820
	弓道場	740
	サッカー場兼 ソフトボール場	307
	中央公園 テニス場	3,955
	相撲場	8
	プール	2,732
	野外ステージ	23
	中央公園 多目的広場	30
	ラグビー場	93
	市民いこいの森 多目的広場	214
	シャワー室	0
	健康公園 テニス場	1,016
	健康公園 多目的広場	48
	陸上競技場	837
	屋内運動場	281
	野球場	118
	運動公園 多目的広場	304
計	16,800	

施設利用 人数	体育館		54,831
	武道館		28,468
	第二武道館		6,868
	弓道場		6,492
	サッカー場兼 ソフトボール場		307
	中央公園 テニス場		3,955
	相撲場		8
	プール		4,195
	野外ステージ		2,827
	中央公園 多目的広場		344
	ラグビー場		2,496
	市民いこいの森 多目的広場		4,975
	シャワー室		0
	健康公園 テニス場		6,295
	健康公園 多目的広場		1,099
	陸上競技場		31,234
	屋内運動場		16,186
	野球場		6,055
	運動公園 多目的広場		8,371
計		215,463	

## 5 事業収支

(単位：千円)

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等利 用収入	体育館	3,40
	武道館	1,144
	第二武道館	241
	弓道場	99
	サッカー場兼 ソフトボール場	187
	中央公園 テニス場	5,138
	相撲場	1
	プール	234
	野外ステージ	—
	中央公園	—

	多目的広場		
	ラグビー場		15
	市民いこいの森 多目的広場		—
	シャワー室		0
	健康公園 テニス場		725
	健康公園 多目的広場		—
	陸上競技場		24
	屋内運動場		220
	野球場		180
	運動公園 多目的広場		—
	計	9,053	11,614
その他料金収入			
自主事業収入			77
指定管理料		51,206	56,676
その他収入		338	539
収入計 (A)		60,597	68,906
人件費		33,705	37,027
修繕費		1,765	1,956
光熱水費		14,692	14,480
委託料		5,387	5,427
租税		100	4,088
管理費		4,948	5,695
支出計 (B)		60,597	68,671
収支 (A) - (B)		0	235

指定管理者自己評価表

令和 6 年 5 月 1 0 日

指定管理者 かのや健康・スポーツクラブ

施 設 名 鹿屋運動公園等

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	③・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価 (所感)	<p>令和 5 年度の施設利用者数はコロナ禍前の年間 20 万人以上の水準まで戻りました。施設改修工事関係では念願であった野球場スコアボードの改修工事が実施され綺麗な野球場になり利用者数増も期待できる。</p> <p>西原健康運動公園は公園全体の陥没化、浄化槽の陥没、トイレ内壁にひび割れ等の影響やテニスコート内で滑って怪我をした事例も報告を受けている。</p> <p>老朽化した施設が多いため地下水道管からの漏水増加も懸念される。</p> <p>人件費の高騰、電気料金の国軽減措置の廃止とまた値上げ要請が来ていること、市下水道の段階的値上げ、物価高騰により管理に必要な肥料、除草剤、混合土、補充用砂、プール薬品等の値上げ幅が非常に大きい。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価(所感)の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。